

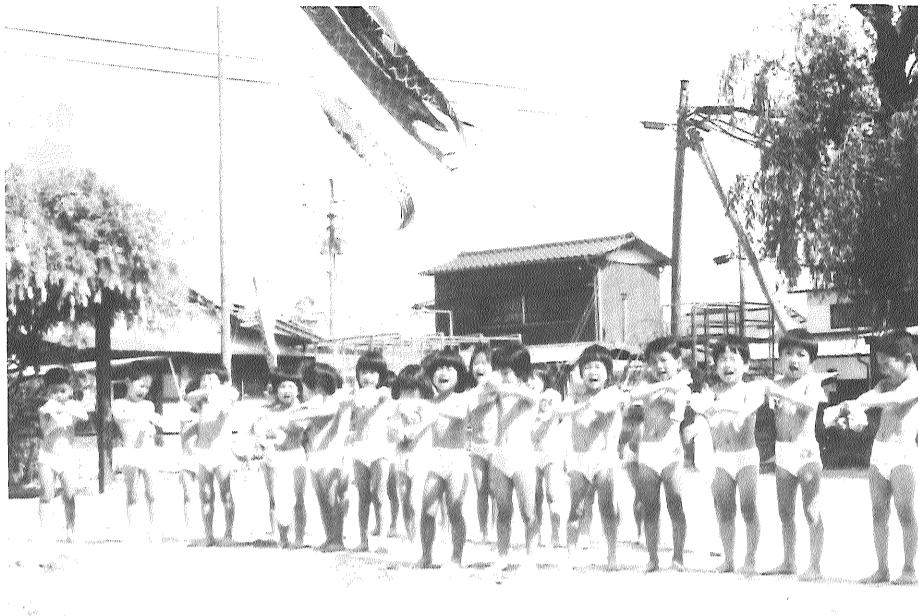
國民健康保險 特 集 号

昭和61年6月16日発行

市報

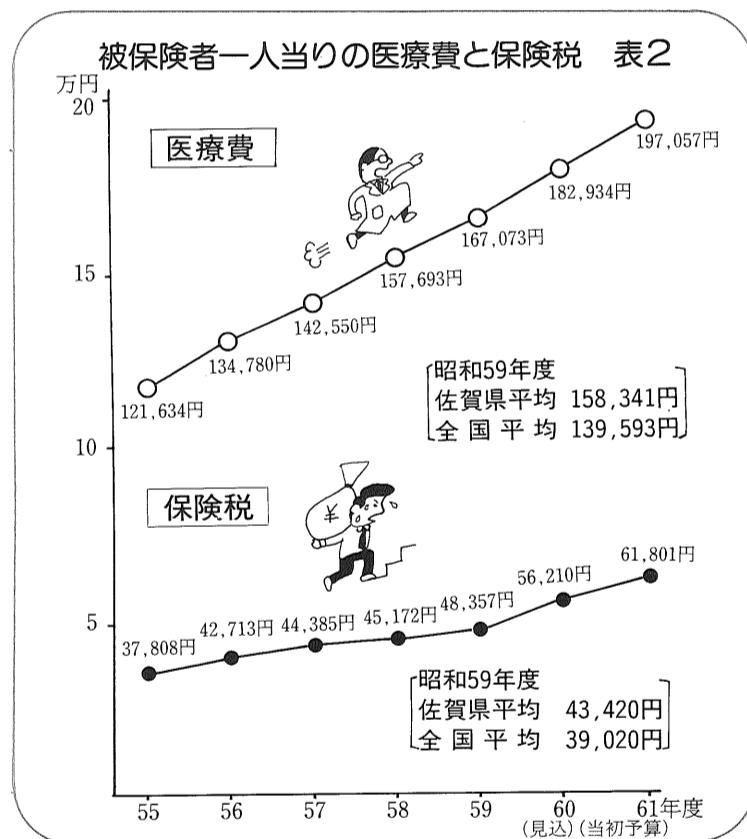
10

発行所 佐賀市役所
(代表電話 ②43151)
〒840 佐賀市栄町1番1号
編集 保険年金課



小さいときから身体をきたえよう

(はだかで体操——若葉保育園のよい子たち)



○口座振替のご利用を個人で納付されている七
で、納付団体に加入されていない方には、口座振替を
おすすめしています。

保険税も電話料や、テレ
ビ受信料などのように、ち
なたの預金から自動的に納
めることができます。

手続きは納付書、預金通
帳、印かんを持参のうえ支
内の各金融機関の窓口で高
接お申し込みください。

毎月、第一日曜日は
保険税の納税相談日

保険税の滞納世帯には市職員が訪問し納税相談を行っています。また、毎月、第一日曜日（午前

9時～午後4時)には、市役所1階⑥番窓口で納税相談を行っています。失業などで納入が困難な場合は、納期の延長や納付回数を増やすなどの相談にも応じますので、ぜひ相談においでください。

滞納者には差し押さえ処分も

国民健康保険税の納期

第1期	6月30日	第6期	12月1日
第2期	7月31日	第7期	1月5日
第3期	9月1日	第8期	1月31日
第4期	9月30日	第9期	2月28日
第5期	10月31日	第10期	3月31日

*国保税のお問い合わせ
保険年金課業務係
電話24-3151内線334へ

積極的な納税を

積極的な納税を

◎ 保険税の計算のしかた

区分	年度	60年度	61年度
		税率 $\frac{10}{100}$	税率 $\frac{11.3}{100}$
①所得割額	[前年の総所得金額 - 基礎控除(26万円)] × 税率		
②均等割額	被保険者 1 人当たり	17,000円	19,700円
③平等割額	1 世帯当たり	23,000円	26,600円

年税額は①+②+③の合計額で最高限度額は、35万円が37万円になりました。

※低所得者には保険料が減額されます

※低所得者には保険料が減額されます。

国保に加入されている方の中には、所得の低い方もいます。そこで、低所得者の税負担を少しでも軽くするために、均等割と平等割による賦課額を設けています。

- (A) 昭和60年中の総所得金額が、27万円以下の世帯の場合

- 1人につき19,700円のうち10,200円を減額します。
 - 1冊葉につき26,600円のうち12,800円を減額します。

● 1世帯につき26,600円のうち13,800円を減額します。
)昭和60年中の総所得金額が、世帯主を除いた被保険者数

- 昭和60年中の総所得金額が、世帯主を除いた被保険者
田±27万田以下の世帯の場合

● 1人につき19,700円のうち6,800円を減額します。

